が上限）されます。
なおこの制度の適用を受けるための町への申告は不要です。
○住民税（所得割）から控除できる額
次の①または②のいずれか小さい額が控除されます。
① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった金額
② 所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た金額
（97,500円を超えるときは97,500円）

◆長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例の創設

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅の新築等をして、平成21年6月4日から平成25年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合の住宅借入金等特別控除の特例が創設されました。

【お問い合せ先】 本庁税務課（☎77－3615）又は由岐支所住民室（☎78－2211）

税務署からのお知らせ

所得税などの確定申告は自分で作成してお早めに

確定申告は正しく期限内に……所得税・贈与税の確定申告は、3月15日（木）が申告・納付の期限です。
消費税及び地方消費税（個人事業者）の確定申告は、4月2日（月）が申告・納付の期限です。
申告書はご自分で作成して、できるだけ郵送等で早めに提出してください。
なお、確定申告書の用紙や確定申告書の書き方の手引き等の関係書類は、役場本庁税務課及び由岐支所住民室の窓口にも備え付けてあります（2月上旬以降）のでご利用ください。

申告相談会場は「阿南市商工業振興センター」です

○**場所** 阿南市富岡町今福寺34-4
阿南市商工業振興センター2階展示ホール（高速バス乗り場・阿南商工会議所の建物）

○**期間** 平成24年2月1日（水）～平成24年3月15日（木）（土・日・祝日を除く）
（この期間、阿南税務署庁舎内には申告相談会場を設けておりません。）

○**受付時間** 午前9時～午後4時
※電話でのお問い合わせ及び申告書の郵送等は税務署あてにお願いします。
※税務署の代表電話におかけいただくと、自動音声案内が流れますので、その案内に従って、ご用件の番号を選択してください。

公的年金を受給されているみなさまへ

○平23年分確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、「所得税の確定申告書」の提出が不要となりました。
（注1）この場合であっても、所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。
（注2）確定申告書の提出が不要な場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

e-Taxを使えば、こんなことが大変便利

○国税庁ＨＰから電子申告
自宅から国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxに送信することができます。

○最高4,000円の税額控除
平成23年分の所得税の確定申告を、本人の電子署名及び電子証明書を付して申告期限内にe-Taxで行うと、最高4,000円の税額控除を受けることができます。（平成19年から平成23年分の間でいずれか1回）

○添付書類の提出省略
所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。（税務署から提出又は提示を求められることがあります。）